

平成29年度版

ボランティア行事用保険のご案内

ボランティア行事用保険とは

国内において、福祉活動やボランティア活動などを目的とする団体等が主催する行事参加中に

- ① 行事参加者が偶然な事故でケガをした場合の傷害補償
- ② 行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与え、行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合の賠償責任補償

保険加入対象者…社会福祉協議会およびボランティア団体・グループ等の民間団体

対象となる行事…加入対象者となる団体等が主催者となって行う地域福祉活動やボランティア活動に関わる行事

被保険者（補償の対象者）

傷 害 補 償…行事参加者全員（主催者・スタッフを含む）

賠償責任補償…主催団体

※行事参加者の賠償責任補償ではありません。

※ただし、行事参加者の実習を伴う講習会、研修会等の場合、行事参加者個人の実習中の賠償責任も補償します。

保険期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

重要

この保険は行事参加者全員（主催者、スタッフ等を含む）を報告する制度となっております。参加者全員を特定できない行事はこの制度の対象とはなりません。

＜名簿取扱について＞

- ① 参加者全員の名簿を作成する。（事故発生時に参加者全員を確認いたします。）
- ② 宿泊行事参加者名簿のみ窓口へ提出する。

（1日行事は提出義務はありませんが、事故発生時の報告の為に必ず名簿を備えてください。事故発生時に名簿が提出できない場合は、保険金をお支払いできません。）

社会福祉
法 人

愛知県社会福祉協議会



補償内容

- 普通傷害保険（行事参加者の傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約）国内旅行傷害保険
- 施設所有（管理者）賠償責任保険（飲食物危険補償特約、来訪者財物損害補償特約）

●参加者人数20名から対象となります。（日帰り行事）

保険金の種類		補償プラン	
傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	510万円	
	入院保険金日額	3,500円	
	通院保険金日額	2,200円	
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額 10 倍 それ以外の手術の場合：傷害入院保険金日額 5 倍	
賠償責任補償	対人賠償補償	1名につき 1億円	
		1事故につき 2億円限度	
	対物賠償補償	1事故につき 1,000万円限度	
1日行事保険料 (1名・1日あたり)	A行事	30円	
	B行事	134円	
宿泊行事保険料 (1名あたり) 行事区分無し	宿泊 行事	1泊2日まで	202円
		2泊3日まで	249円
		3泊4日まで	255円
		4泊5日まで	302円
		5泊6日まで	308円
		6泊7日まで	314円

※7泊以上の場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

<補償期間>

各参加者が、行事参加の目的を持って、通常の経路により住居^(注)を出発してから、行事参加の後、住居に帰着するまでの間となります。

(注)住居以外の施設を起点とする場合、または住居以外の施設に帰る場合はその施設とします。

※上記補償内容でご不明な点等がございましたら保険会社または代理店までお問い合わせください。

※申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者にも必ずご説明ください。

賠償責任補償は行事参加者個人の負った賠償責任は対象外です。

<賠償責任補償>保険金をお支払いする主な事故例

次のような事故について行事主催者として団体等が損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

- 子どものハイキング引率中、主催者の指導上の不注意でケガさせた。
- 高齢者の食事会で主催者の責任により参加者が食中毒となった。
- 研修会で主催者がクロークで預かった参加者の持ち物を汚損してしまった。



行事区分表

	行事区分	行事例
1日行事	A行事	施設見学会、各種講習会、各種研修会、食事会、ハイキング、オリエンテーリング（徒歩によるもの；歩こう会等）、テニス、卓球、水泳、ゲートボール、遠足、いちご狩り、バス旅行、いも煮会、空き缶拾い、草むしり・草刈り（電動の機械を使用しないもの）、河川清掃、自然観察、バーベキュー、演芸会、お花見、映画鑑賞、紙芝居、清掃（市民が奉仕で行う程度のもの）、人形劇、もちつき、木工教室、ラジオ体操、リハビリ体操、料理教室、農業体験、バレーボール、ボーリング…など
	B行事	運動会、マラソン大会、サイクリング、軟式野球、バスケットボール、スケート、剣道、日帰りキャンプ、ジョギング、アスレチック、陸上競技、一輪車、競歩、納涼船、乗馬、市民向け防災訓練・市民向け避難訓練、プレーパーク、車いすマラソン、遊覧船、キャンプファイヤー…など
宿泊行事	行事区分なし	

お引き受けできない行事

防犯・防火パトロール、草刈り・下草刈り（機械を使用するもの）、枝払い、山焼き・野焼き、雪下ろし、違法看板撤去、釣り（船を使用するもの）、運転講習、廃品回収、盆踊りのやぐら組み立て・解体、交通安全街頭指導、シュノーケリング（船で足のつかないところまで行くもの）、植林、スキューバダイビング、マウンテンバイク、化学実験（大学研究程度のもの）、消防団の訓練、ボルダリング…など

※上記行事区分でご不明な点等ございましたら、保険会社または代理店までお問い合わせください。

※主催行事のうち、複数の行事区分に該当する場合は、もっとも危険度の高い行事区分をご選択ください。

（例）A行事とB行事にまたがる行事を行う場合は、B行事でお申し込みください。

※A行事に該当する行事でも、船を使用する場合は、B行事でお申し込みください。

加入手続

1. 加入書類に記入する

<必要書類>

- ボランティア行事用保険加入申込書
- 加入者名簿（宿泊行事の場合のみ必ず2部ご提出ください。1日行事の場合、ご加入時の提出は不要です。）
住所・氏名・電話番号が記載されたもの
- 保険料

加入書類は愛知県内の各市区町村社会福祉協議会または愛知県社会福祉協議会の窓口で入手してください。

2. 申込書類を提出する

※開催日の前日までに手続き完了してください。



傷害補償内容について

保険金をお支払いする場合・お支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	保険期間中の行事に参加している間*の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、当社が保険金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ● 原因がいかなくとも、頸部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見*のないもの ● 入浴中の溺水*（ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ● 原因がいかなくとも、誤嚥*によって生じた肺炎 ● 下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ● 宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間のケガ など
後遺障害保険金	保険期間中の行事に参加している間*の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	後遺障害*の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	保険期間中の行事に参加している間*の事故によるケガ*のため、入院*された場合	[入院保険金日額]×[入院*した日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
手術保険金	保険期間中の行事に参加している間*の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられたとき。	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術*の場合…[入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合…[入院保険金日額]×5 (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りま。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	【補償対象外となる運動】 山岳登山* ^(※1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機* ^(※2) 操縦* ^(※3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機* ^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。 (※2) グライダーおよび飛行船を除きます。 (※3) 職務として操縦する場合を除きます。 (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等）をいいます。）を除きます。
通院保険金	保険期間中の行事に参加している間*の事故によるケガ*のため、通院*された場合 (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものと同みなします。	[通院保険金日額]×[通院*した日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は90日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

●【保険責任の範囲に関するご注意】

次の場合は、被保険者が日本国外において被ったケガ*に対しても保険金をお支払いします。

ア. 旅行行程*中に被保険者が乗客として搭乗している航空機または船舶*が通常の航路により日本国外を通過する場合

イ. その航空機または船舶が第三者による不法な支配を受けて日本国外に出た場合

(*) 日本国内から出発して日本国内に帰着する場合をいい、日本国外に寄港する予定のものを除きます。

● 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器等をいいます。）をいいます。屈曲・伸展等の関節運動が可能な装具等（バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸椎カラー等）は含まれません。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「行事に参加している間」とは、保険証券記載の行事に参加するために集合地に集合した時から解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。また、通常の経路による往復途上を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含みます。
(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^{*}のないものを除きます。
- 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。
- 「誤嚥」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度^{*}における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療^{*}に該当する診療行為^(*)2)
(*)1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
(*)2)②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等^{*}の固定具を装着した場合に限り、
・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限り、
●「先進医療」とは、手術^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療^{*}を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。



賠償責任保険の補償内容について

保険金をお支払いする場合

施設所有者 (管理)者 特別約款	被保険者の施設や業務に起因するさまざまな損害賠償リスクを補償します。 ①被保険者が所有、使用または管理している各種施設・設備・用具等の管理の不備により、第三者に身体障害・財物損壊を与えた。 ②被保険者もしくはその従業員等の業務活動上のミスにより、第三者に身体障害・財物損壊を与えた。 被保険者が所有、使用または管理する各種施設・設備・用具等の構造上の欠陥や管理の不備、あるいは被保険者または被保険者の従業員等の業務活動・行事等での不注意によって発生した偶然な事故により、他人の生命もしくは身体を害し、または他人の財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ③被保険者が、施設または仕事において保険期間中に提供した飲食物に起因して、他人の身体の障害（障害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。 ④被保険者が施設内で保管する受託品が、保険期間中に滅失、破損もしくは汚損し、または紛失もしくは盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「受託品損害」といいます。）に対して、この特約に従って、保険金を支払います。
---------------------------------	--

お支払いする保険金

この保険では、次の表に記載された保険金をお支払いします。「損害防止費用」「緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、支出を行う前に必ず引受保険会社までお問い合わせください。また「協力費用」「争訟費用」については、原則として、支払限度額の適用はありません。

保険金の種類	内容
損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使に必要な手続をするために要した費用
緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した裁判費用や弁護士費用等の争訟費用

保険金をお支払いしない主な場合

施設所有者 (管理)者 特別約款	●保険契約者または被保険者（補償を受けられる方。以下同様です。）の故意によって生じた損害賠償責任 ●被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者が、所有、使用または管理する財物を滅失、破損もしくは汚損した場合、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ●被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾、労働争議に起因する損害賠償責任 ●地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任 ●液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ●原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオアイソトープ（ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ●直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合も含みます。 (a) 石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵）の人体への摂取もしくは吸引 (b) 石綿等への曝露（ばくろ）による疾病 (c) 石綿等の飛散または拡散
---------------------------------	--

保険金をお支払いしない主な場合（続き）

施設所有者 （管理）者 特別約款

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害
- パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理に起因する損害
- 昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 自動車等（原動機付自転車を含みます。ただし、自動車または原動機付自転車が販売等を目的として展示されている場合であって走行していないときは除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損害
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害
- 仕事の完成・引渡し・放棄の後に仕事の結果に起因する損害
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - (a) 医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - (b) はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - (c) 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害
- 石油物質が保険証券記載の施設から海、河川、湖沼、運河（公共水域）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - (a) 水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任
 - (b) 水の汚染によって漁獲高が減少したまたは漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任
- 石油物質が保険証券記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染したまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。）
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した提供飲食物に起因する損害提供飲食物の回収、廃棄、検査、交換またはその他の適切な措置（以下「回収措置」といいます。）に要する費用およびそれらの回収措置に起因する障害
- 受託品の滅失、破損、汚損もしくは盗取による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 被害携帯品の盗取による使用不可またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 被保険者の代理人・使用人または被保険者の親族が行いまたは加担した盗取に起因する損害
 - 受託品が来訪者に引き渡された後に発見された受託品の滅失、破損または汚損に起因する障害
 - 受託物に対する修理または加工等に起因して、受託物が滅失、破損または汚損したことに起因する障害
- 日本国内において他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什器備品が不測かつ突発的な偶然な事故により、滅失、破損または汚損したことにより、借用施設について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

等

事故発生時の対応

1.必要書類を準備する。

＜必要書類＞

- 事故報告書
- ボランティア行事用保険加入申込書
- 加入者名簿全員分(事故発生時の行事分) または事故確認書

2.加入手続きを行った社会福祉協議会を通じて三井住友海上火災保険(株)へ必要書類をFAXする。

※保険金支払事由に該当した日から30日以内にご提出ください。
三井住友海上火災保険株式会社

3.三井住友海上火災保険(株)保険金お支払いセンターで事故内容の確認を行います。

※事故の内容等により保険の対象とならない場合があります。

4.三井住友海上火災保険(株)保険金お支払いセンターから保険金請求書類をご送付いたします。

●その他注意事項●

- 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者の示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。
- 予定していた行事が順延または中止になった場合は以下にご連絡ください。
順延・中止の場合：加入手続きを行った各市区町村社会福祉協議会

加入手続きに関するお問い合わせ先

(受付社会福祉協議会)

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 総務部

〒461-0011 名古屋市中区白壁1丁目50番地 愛知県社会福祉会館内 TEL052-212-5500 FAX052-212-5501

ホームページアドレス <http://www.aichi-fukushi.or.jp/>

※商品・引受に関しては、取扱代理店ならびに引受保険会社にお問い合わせください。

補償内容など保険の内容に関するお問い合わせ先

取扱代理店 ABS保険サービス名古屋(旧 愛知福祉朝日保険サービス)

〒460-0003 名古屋市中区錦2丁目19番6号 名古屋野村證券第二ビル8階 TEL052-221-0294 FAX052-221-0293

ホームページアドレス <http://www.asahikasai-bs.jp/>

※本年4月1日より代理店名称は、みらいの保険へ変更となります。

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 愛知中央支店 金融法人課

〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-15 三井住友海上名古屋しらかわビル8階 TEL052-223-4360 FAX052-223-4362

ホームページアドレス <http://www.ms-ins.com>

○取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。